

# 西成区基礎学力アップ事業（西成まなび塾）事業者選定会議開催要綱

制 定 平25.2.25

最近改正 平26.1.14

## （設置）

第1条 西成区役所において実施予定の西成区基礎学力アップ事業（西成まなび塾）の事業者を選定するにあたり、学識経験者その他西成区長が適當と認めた者から意見を徵するため、西成区基礎学力アップ事業（西成まなび塾）事業者選定会議（以下「会議」という。）を開催する。

## （組織）

第2条 会議の委員は、学識経験者、民間の委員により構成する。

## （座長）

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

## （会議）

第4条 会議は、非公開とする。

## （開催期間）

第5条 会議は、受託事業者を選定することとなったときから3か月を超えない範囲で開催する。

## （庶務）

第6条 会議の庶務は、西成区役所保健福祉課（子育て支援）において処理する。

## （細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は西成区長が定める。

附則 この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月25日から施行する。